

平成28年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。

- 2 開催日 平成28年9月28日（水） 午後2時00分

- 3 開催場所 鹿沼市役所本庁舎3階 常任委員会室

- 4 出席委員 委員長 高田悦夫
委員 貝塚美浩

- 5 審議対象期間 平成27年6月1日から平成28年5月31日

- 6 対象案件 総数 313件
抽出案件 6件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 4件
指名競争入札 2件

議事等の概要

1 報告事項

(1)発注状況について

事務局から、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの発注状況について説明。

(2)指名停止の運用状況について

事務局から、5件の指名停止の運用状況について説明。

(3)談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨報告。

(4)抽出結果報告

貝塚委員より、抽出工事を選定した理由について、鹿沼市入札適正化委員会条例第2条第2号の規定による公共工事の抽出は、事後審査型条件付き一般競争入札の中から契約金額が高いもの或いは工種等を考慮し6件を抽出した旨報告。

2 報告事項についての主な質疑

<報告事項(1)について>

委員 総契約件数が前年と比較すると71件の増加となっている。内訳としては一般競争入札で20件増、指名競争入札が31件増、随意契約が24件増となり、前年度よりかなり件数が増えている。

その中で、関東東北豪雨の災害復旧関連工事により随意契約がかなり増えているが、競争入札に付したものの入札不調となった結果として、随意契約となった案件が多い。どういう状況だったのか。

工事担当 市だけでなく、県の鹿沼土木事務所の発注が重なったこともあり、市内業者は手持ち工事が過多となった。そうした場合、過去の災害復旧工事の経験上、業者は、金額の大きいものや、すぐ着手できるものを選ぶ傾向があったので、不調とならないように同じランクの業者すべてを指名するなどの方策を取りました。しかし、全社辞退という事態が発生してしまったので、随意契約を結んだ。

委員 競争入札が不調となった後、随意契約は順調にいくのか。

工事担当 競争入札において1社だけ残して他の業者が全て辞退した場合は、入札する意思のある業者に声をかけて随意契約とした。指名した業者が全て辞退の場合は、再度入札の手続きを取ると復旧が遅くなるので、ランクの違う業者を1社ずつ当たり、条件と合う業者と随意契約とした。入札から業者が決まるまでは1週間以内に決まるものもあれば、1か月かかるものもあった。

委員 関東東北豪雨の影響で、相当の被害があり土木工事が増えたのだと理解した。今回の災害復旧工事は迅速に対応できたと思うし、一般競争入札をしていた時間がなかったことも理解できる。

これからどんな災害が起こるか分からないが、今後も災害には迅速に対応していただきたい。

3 審議事項

- (1) 「見野外重要給水施設配水管布設工事」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市見野外
 - ・ 水道部水道施設課発注
- (2) 「千渡雨水第三調整池建設工事その3」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市深津
 - ・ 環境部下水道施設課
- (3) 「平成27年度黒川緑地災害復旧工事その2」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市朝日町外
 - ・ 都市建設部土木課発注
- (4) 「鹿沼市立北押原中学校屋内運動場改築工事（建築工事）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市樺山町
 - ・ 都市建設部建築課発注
- (5) 「平成27年農地災害復旧事業1／205農地復旧工事（富岡地区）」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市富岡
 - ・ 経済部農政課発注
- (6) 「平成27年度災害市道0009号線道路災害応急仮工事」について
 - ・ 工事箇所 鹿沼市笹原田
 - ・ 都市建設部維持課発注

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。

4 抽出案件についての主な質疑

<審議案件（1）について>

委員 今回の案件で最低制限が 9,199 万円に対して、入札額が 1 億 940 万円で、最低制限価格と比べると 1,000 万円くらい高くなっている。最低制限価格がこの額になったのは、どうしてなのか。

事務局 最低制限価格は、工事の設計書の設計金額を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ該当する率を掛け、合計して算出されたものである。

委員 最低制限価格と比べると、高めに入札されている。そのことについてどう考えているか。推進工は難しい工事なのか。

工事担当 一般的に広く普及しているので、難しい工事ではないと思う。

事務局 一般的に道路を掘削して管を布設して埋めることが多い中で、最低制限価格より高い応札をしてきたのは、推進工で中を掘り進んでいく工法で、広く普及はされているかもしれないが、発注件数は少ないことで、難易度があると業者側が判断し、応札額が上がったのではないかと推測している。

委員 「見野外」という「外」の意味は。

工事担当 1 か所の工区で 2 つの地区（見野と玉田町）にまたがっていることと、工区が広い方は見野であることから「見野外」と工事件名にしている。

委員 推進工 圧送排土方式とは黒川の下を掘り進んでいくということか。

事務局 黒川の河川の外側に縦に穴を掘って、河川の下に向けてトンネルのように掘り進みながら管を埋設する工法で、通常の垂直に穴を掘り水道管を埋設する工法より高額になる。

委員 工法を検討する中で、川の上を渡す見野橋のわきに水道管を通すという考え方はなかったのか。

工事担当 設計を組む前に比較検討をしたが、現況が水道管の水門の水管橋が下流側にあり昭和 45 年に設置されたもので、老朽化が激しいので違う場所に布設替えを考えたところ、①水管橋の架け替える場合、②見野橋に水道管を抱きかかえた添架させた場合と③推進工事の場合の 3 つの工法が考えられたので、比較検討した。

① 水管橋を新しく架け替えた場合、概算で 1 億 5,000 万円であった。

② 橋梁添架の場合は、現況の橋梁が古く、φ400 の管を抱きかかえる構造的な力がないので、断念した。

③ 推進工の場合は、概算で約 9,800 万円であった。

3 工法の中では、推進工が一番安価で時間もかからないので選んだ。

委員 今まで鹿沼で推進工を取り入れたことはあるのか。

工事担当 水道に関しては、これが初めて。

委員 元請の業者は、このような工事をやったことはあるのか。

工事担当 経験はあると思うが、元請業者が推進工をやるのではなく、下請けの推進工専門業者が施工している。

委員 金額的に低く抑えられれば、橋に添架する工法を選択するのか。

工事担当 橋に添架する工法が一番安定できるので、やりたかったが、橋が古くて持たない計算結果が出たため、推進工を選択した。

<審議案件（2）について>

委員 落札率 98%になっているが、どのような理由か。

事務局 施工のやり方が、ディープウェル工法であり、専門性の高い工事なので、応札してくる金額が高くなるのではないかと推測しています。

委員 第三調整池の工事は結果的に 4 分割になった。4 分割しなければならなかった理由は？

工事担当 本事業は、国庫補助事業であり、当初は工区を 3 分割にして、それぞれの工区で 2 億円ずつ補助金がつく予定であった。しかし、「その 3」の時、補助金を 2 億円要望したが、1 億円しかつかなかったため、工区を半分に区切って発注した結果、4 分割となった。

委員 本事業の総額は 5 億 8,000 万円くらいになる。例えば、それを 1 社にして発注した方が安くなるのではないか。補助金があるから切らざるを得ないのか、それとも全体を 1 回で発注すれば 5 億 8,000 万円かからないでもっと安くできるかどうかという検討はしたのか。

工事担当 一括発注だと、補助金や市の財源的にも厳しいので、分割発注とした。

<審議案件（3）について>

委員 災害復旧工事について、災害の恐れのある場所で同じことが起きないように対策や工事はできないのか。

工事担当 河川そのものは、県の管理なので、県の設定した流量を流せる河川の構造になっている。市は、河川の一部の平らな部分を借りて、通常時の市民の憩いの場や運動空間としている。

当該案件は、災害復旧工事であり、その性質上現状に復するための工事となる。管理者である県でも、この区間で護岸が被災をしているが、もともとあった状況まで河川の災害復旧を行った。

同じことが起きないようにするには、河川の断面を大きくするなどにな

るが、現状ではその対策は取られていない。

委員 「その1」は黒川の西側。抽出案件の「その2」が、黒川の東側。「その1」は、金額が3,900万円で、「その2」は、金額が1億2,600万円である。これだけ金額に差が出たのは、芝工、グラウンド工にかかる費用が多いということなのか。

工事担当 黒川東側の「その2」は、張芝、グラウンド復旧の費用が、工事費の中で占める割合が高くなっている。「その1」に比べて高くなっているのは、そのためである。

委員 この工事も「その1」と「その2」を1つにできなかったのか。

工事担当 発注を分割にするか一括にするか検討はした。しかし、市としては、県の護岸の被害も大きく、その復旧を優先してやらないとその上の平場の復旧はできないため、まずは、河川管理者の県鹿沼土木事務所の河川復旧を優先して、平場を復旧するにあたり、できるだけ早期に緑地の災害復旧を行う観点から2つに分割して発注をした。全部壊れているわけでないので、県の復旧工事のないところを優先して施工するため、「その1」と「その2」に分けて発注し、早期完成を目標に工事を行っている。

委員 9,000万円ほどの差が、張芝工とグラウンド・コート工なのか。

工事担当 工事費を積算するにあたって、積み上げ方式で設定している。張芝工で諸経費を含まない金額で約600万円。グラウンド・コート舗装工は、約4,200万円で、4,800万円くらいが諸経費を含まない金額になる。諸経費を含めると1.8倍くらいになるので、8,000万円弱くらいの金額が張芝工とグラウンド・コート舗装工にかかっている。

委員 補助金は出るのか。

工事担当 国の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律があるが、その中で国の負担金66.7%、約3分の2になるが、完了後に国から入る制度になっている。

<審議案件（4）について>

委員 本案件について、9社から応札があり、全社3億2千万円台だった。電子入札は、金額だけで判定するのか。それとも仕様書を出してもらいそれも見るのか。落札者を決定する経緯の説明を願いたい。

事務局 競争入札なので、最初は価格のみの競争で決定する。入札内容について、仕様書を出してもらい比較を行うかの質問について、入札参加時にすべての業者が出す書類として、適正な見積もり、談合や不正等の排除のダンピングの受注防止を図るために入札の際に、入札書と合わせて、内訳書の提出を義

務付けている。内訳書が提出された際、内容の確認はしているが、積算内容が入札額とあっているかどうかの確認程度である。

内訳書の内容についての検証は、談合情報や不正入札の情報が寄せられた時に、談合情報事務処理要領に従っている。

<審議案件（５）について>

委員 最初 15 社を指名したが、8 社が辞退した理由の説明を願う。

工事担当 入札日が、2 月 8 日で、他の災害復旧工事を発注する機関の県も市の別部門も同じころに発注したため、先に落札した業者が辞退をしたとみている。

農地災害復旧工事の第 1 回の入札は 12 月 25 日。その後 1 月 15 日、1 月 20 日、1 月 29 日、2 月 8 日。指名した時点で、すでに災害復旧工事を受注している業者が、かなり入ってきている。それでも何社かは、応札してきてくれている。近くの工事を受注していて兼任できる距離の範囲、条件を満たす範囲だったので応札したのではないかと考えている。

委員 この時期になり、農政課に限らずいろいろな部署が、国の査定が終わって、ようやく補助金が確定し、工事に入る段階となるのか。

工事担当 査定に順番があり、河川災害復旧工事と道路災害復旧工事は、12 月中旬ごろに査定が終わっている。農地災害復旧工事の査定は、11 月 30 日から始まり、12 月 18 日に終わり、13 日間毎日査定を行っていて、決定したのが、18 日。一番遅れた状況から設計を始めた。

委員 農地災害復旧工事に関して随意契約が多いのは、国の災害査定を待ち、発注時期が遅くなったからということか。

工事担当 そうということになる。

委員 業者が手持ち工事でいっぱいであったという状況で、指名について工夫したのか。

工事担当 ランクがあり、今回の案件は A ランクの工事。A ランクの業者 15 社のほか、B ランク、C ランクの市内業者をそれぞれ全社指名した。

<審議案件（６）について>

委員 今、仮工事だが、本工事はいつごろの予定か。

工事担当 今、県の環境森林部で治山工事を着手した。山の治山工事が完了後、市道を復旧する。現在の予定では平成 29 年に発注を考えている。

委員 この仮工事は、補助金は出たのか。

工事担当 災害査定を受けて、補助を受けるものである。

委員 本案件で入札辞退者が出なかったのは、災害復旧工事を発注しはじめのころの入札だったからか。

工事担当 時期的に被災を受けて1か月で、河川もかなり被害を受けていて、Aランク・Bランクの業者は、県の建設業協会を通して、県の緊急の対応をやっているところもあった。そうした状況を受け、本来10社でよかったが、1社多く指名した。迅速に業者も受注していただき、施工も順調に進んだ。

委員 緊急性があって随意契約になった流れをこの話を聞いて理解できた。農地は、半分も辞退者があって、どうして道路だけが辞退がなかったのか。審議案件（5）、（6）の説明で理解した。

5 閉 会 午後3時40分